

一般社団法人 日本獣医腎泌尿器学会 認定医認定制度 細則

(目的)

第1条

本細則は、「日本獣医腎泌尿器学会認定医認定制度規程」に基づき、制度の運用に必要な事項を定めることを目的とする。

(制度の継承と変更)

第2条

1. 本細則で定める認定医認定制度（以下「認定医制度」という。）は、任意団体としての日本獣医腎泌尿器学会（以下「学会」という。）において実施されていた認定医制度、および2026年3月31日までに実施されていた認定医制度を継承し、その制度内容を改定のうえ実施するものである。
2. 2026年3月31日以前の制度（任意団体として実施されていた認定医制度・上級認定医制度を含む）を「旧制度」とする。
3. 旧制度中に修得した業績実績単位および任意団体時代における会員歴は、2026年4月1日以降も本制度において有効とし、引き継がれるものとする。

(認定医プログラムへの参加)

第3条

認定医の取得を希望する者は、あらかじめ認定医プログラムに参加しなければならない。学会の正会員は、以下の書類を用意のうえ、WEB申請フォームまたは郵送により申請を行い、認定医プログラムに参加する。

表1. 認定医プログラム参加申請に必要な書類等

必要書類等	学会ホームページのWEB申請フォーム	
	日本獣医腎泌尿器学会認定医 (JAVNU-CV)	日本獣医腎泌尿器学会上級認定医 (JAVNU-CSV)
プログラム参加申請書	○(様式1) ^{*1}	○(様式2) ^{*1}
履歴書(書式自由) ^{*2}	○	必要なし
獣医師免許証のコピー	○	必要なし
顔写真(30mm×24mm) ^{*3}	○	○
認定医制度参加申請料の納付書 ^{*4}	○	○

*1: 事務局へ郵送する場合、学会ホームページからダウンロードする
*2: WEB申請の場合はPDFで提出する
*3: スマートフォン撮影可(JPEG/PNG形式)、本人が確認できる写真(撮影後6ヶ月以内)を使用する
*4: 申請者が振込手数料を負担する

(認定医の申請資格)

第4条: 日本獣医腎泌尿器学会認定医 (JAVNU-CV)

日本獣医腎泌尿器学会認定医 (JAVNU-CV) (以下「JAVNU 認定医」という。)の新規申請者は、申請時に以下すべての要件を満たしていなければならない。

1. 日本の獣医師免許を有すること
2. JAVNU 認定医の申請日から遡り、3年以上継続して学会の会員であること
3. JAVNU 認定医制度に参加後、学会学術集会に3回以上参加していること
4. JAVNU 認定医制度に参加後、学会認定講習会に10回以上参加していること
5. JAVNU 認定医制度に参加後、JAVNU 認定医を申請する日から遡って5年以内に、表2に定める業績実績単位を13単位以上取得していること
6. 上記1~5を満たした後に、認定医認定試験に合格していること

第5条：日本獣医腎泌尿器学会上級認定医（JAVNU-CSV）

日本獣医腎泌尿器学会上級認定医（JAVNU-CSV）（以下「JAVNU 上級認定医」という。）の新規申請者は、申請時に以下すべての要件を満たしていなければならない。

1. JAVNU 認定医資格を有していること
2. JAVNU 上級認定医の申請日から遡り、6年以上継続して学会の会員であること
3. JAVNU 上級認定医制度に参加後、学会学術集會に3回以上参加していること
4. JAVNU 上級認定医制度に参加後、学会認定講習會に15回以上参加していること
5. JAVNU 上級認定医制度に参加後、学会学術集會にて口頭発表を1回以上行っていること
6. JAVNU 上級認定医制度に参加後、獣医腎泌尿器学に関連する内容について、本学会学術誌、日本獣医師会雑誌、PubMed 収載誌のいずれかに、筆頭著者または責任著者として1報以上の論文を発表していること
※ 発表内容については、認定審査委員会が審査する
7. JAVNU 上級認定医制度に参加後、JAVNU 上級認定医を申請する日から遡って6年以内に、表2に定める業績実績単位を20単位以上取得していること
8. 上記1～7を満たした後に、認定医認定試験に合格していること

表2. 新規認定に必要な業績実績単位

	JAVNU 認定医	JAVNU 上級認定医	備考
必要単位数	13 単位	20 単位	
学術集會参加単位	3 単位以上		1 回の参加毎に 1 単位付与
学会認定講習會への参加単位	10 単位以上	15 単位以上	1 回の参加毎に 1 単位付与
学術集會での発表単位（筆頭発表）	必要なし	1 単位以上	発表 1 回につき 1 単位付与

（認定医認定試験）

第6条

認定医認定試験に関する事項は、別途「認定医認定試験細則」に定める。

（認定医の更新要件）

第7条

認定医の更新申請者は、以下のすべての要件を満たしていなければならない。

1. 該当する認定医資格（JAVNU 認定医または JAVNU 上級認定医）を有していること
2. 前回の認定医取得後（または更新後）、継続して会員資格を維持し、会費を納入していること
3. 前回の認定医取得後（または更新後）、本学会学術集會に3回以上参加していること
4. 認定期間内に、表3に定める業績実績単位を、JAVNU 認定医は13単位以上、JAVNU 上級認定医は14単位以上取得していること
5. JAVNU 上級認定医として更新を申請する場合、前回の認定医取得（または更新）後、本学会学術集會にて口頭発表を1回以上行っていること
6. JAVNU 上級認定医が学会認定講習會の講師を担当した場合、1回の登壇につき学会認定講習會への参加単位2単位を付与する。

表 3. 認定更新に必要な業績実績単位

	JAVNU 認定医	JAVNU 上級認定医	備考
必要単位数	13 単位	14 単位	
学術集会参加単位	3 単位以上		1 回の参加毎に 1 単位付与
学会認定講習会への参加単位	10 単位以上		1 回の参加毎に 1 単位付与
学術集会での発表単位（筆頭発表）	必要なし	1 単位以上	発表 1 回につき 1 単位付与

（認定審査）

第 8 条

認定審査は、申請者の提出した申請書類または WEB 申請フォーム（取得単位、費用の納付状況等を含む）に基づき開始され、認定審査委員会が実施する。

（認定医プログラムのカリキュラム）

第 9 条

認定講習会は、以下に示すカリキュラムに基づいて実施される。

1. 泌尿器の発生とその異常および解剖・組織
2. 腎泌尿器の生理機能とその異常
3. 腎泌尿器病の診断 1：臨床徴候および腎機能検査
4. 腎泌尿器病の診断 2：尿検査
5. 腎泌尿器の画像診断 1
6. 腎泌尿器の画像診断 2
7. 腎泌尿器系の病理組織診断 1：細胞診、腎生検
8. 腎泌尿器系の病理組織診断 2：組織診
9. 先天性の腎尿路奇形と遺伝性腎疾患
10. 腎臓の病気 1：急性腎障害
11. 腎臓の病気 2：慢性腎臓病
12. 腎臓の病気 3：尿細管間質疾患、中毒・薬剤性腎障害
13. 腎臓の病気 4：尿細管間質疾患、嚢胞性腎疾患
14. 尿石症 1
15. 尿石症 2
16. ネコの下部尿路疾患
17. 尿路感染症
18. 排尿障害
19. 前立腺疾患
20. イヌとネコにおける泌尿器の腫瘍 1
21. イヌとネコにおける泌尿器の腫瘍 2
22. 腎泌尿器疾患の一般的治療法 1：食事療法、薬物療法
23. 腎泌尿器疾患の一般的治療法 2：透析、腎移植
24. 腎泌尿器の外科手術 1：腎臓、尿管
25. 腎泌尿器の外科手術 2：膀胱、前立腺、尿道
26. 腎泌尿器の外科手術 3：膀胱、前立腺、尿道
27. 時事トピック（1～4 回、状況に併せて実施する）

(費用および申請方法)

第 10 条

認定医制度に関する各種費用は次のとおりとする。

1. プログラム参加費：10,000 円 (JAVNU 認定医)、20,000 円 (JAVNU 上級認定医)
2. 認定医取得申請料：12,000 円 (返金不可、申請期間は毎年 2 月 1 日～末日)
3. 認定証交付料：8,000 円 (任意)
4. 更新料：12,000 円 (更新申請期間は毎年 2 月 1 日～末日)
5. 認定証更新交付料：8,000 円 (任意)
6. 認定医認定試験料：別途「認定医認定試験細則」に定める

(認定指導者)

第 11 条

規程第 5 条第 1 項に定める日本獣医腎泌尿器学会認定指導者 (以下「JAVNU 認定指導者という。)」は、新制度における JAVNU 上級認定医が十分に育成されるまでの指導層として、以下の区分により認定審査委員会の推薦および理事会の承認を経て選出する。

1. JAVNU 認定指導者の対象要件：
 - (1) 新制度の立ち上げおよび円滑な運用のための特例として、旧制度における設立認定医、任意団体時代および現行の役員 (理事・監事等)、各委員会委員長等、または本学会の運営および学術発展に多大な貢献をしたと認められる者。
 - (2) 獣医腎泌尿器学において十分な臨床実績または研究業績を有し、指導者として適格であると認定審査委員会が認めた本学会の正会員。
2. 非会員の招聘講師：認定審査委員会が必要と認めた場合、本学会の会員以外の専門家を招聘講師として委嘱することができる。
3. 役割の移行：JAVNU 認定指導者は、JAVNU 上級認定医が十分に育成されたと理事会が判断した時点で所定の手続きを経て終了する。

(特例措置)

第 12 条

1. 制度の区分：本規定では、2026 年 4 月 1 日以降に実施する認定医制度を「新制度」、それ以前の制度 (旧認定医制度・旧上級認定医制度を含む) を「旧制度」という
2. 受験資格の移行：旧制度プログラム参加者のうち、認定医認定試験の受験資格を有する者は、2026 年 4 月 1 日以降に新制度試験の受験が可能となる
3. 旧制度対象者への特例措置
新制度開始時点で旧制度の認定医プログラム参加者または認定医 (上級認定医を含む) である会員には、以下の特例を適応する
 - (1) 2023 年度 (第 1 期) および 2024 年度 (第 2 期) に認定された認定医の認定期間を 2030 年 3 月まで延長する。
 - (2) 2020～2025 年度に認定医プログラムに参加した会員については、参加から 8 年間の旧制度サポート期間を確保する。
 - (3) 旧制度サポート期間中に旧制度の認定医資格を取得した会員には、「認定医 (2020～* 年度教育プログラム)」と記載されたに認定証を交付する (*には認定医取得年度を記載)。この際、当該認定が「広告制限対象である」旨を文面で明記・周知する。
 - (4) 旧制度認定医は、サポート期間内に新制度の認定医認定試験に合格することで、新制度の「JAVNU 認定医」に移行する。

- (5) 旧制度のサポート期間終了後、新制度の試験を未受験の旧制度認定医に対しては「2020～*年度 日本獣医腎泌尿器学会 認定医制度教育プログラム修了証」を発行する（*には認定医取得年度を記載）。このプログラム修了者は新制度の試験に合格することで、新制度の JAVNU 認定医に移行する。
- (6) 3)～5) に係る証書の発行費用ならびに受験料を学会が負担する、受験回数に制限を設けない。
- (7) 旧上級認定医制度に関しても、上記旧制度認定医に関する特例措置の規定を準用する。
- (8) 旧制度の認定医またはそのプログラム修了者が、新制度の「基礎」試験（正答率 60%程度）に合格した場合は、新制度における「JAVNU 認定医」として移行を認める。
- (9) 旧制度の上級認定医またはそのプログラム修了者が、「基礎」試験（正答率 75%程度）および「症例」試験（正答率 70%程度）の両方に合格した場合は、「JAVNU 上級認定医」として移行を認める。また、「基礎」試験（正答率 60%程度）のみ合格した場合は、「JAVNU 認定医」への移行を認める。
- (10) 上記のいずれの場合も、認定期間は合格年度の翌年度 4 月 1 日から開始し、以降の認定更新は新制度の規定に準拠するものとする。
- (11) その他の個別案件については、認定審査委員会において審議・決定するものとする。

補則

本細則の改正は、認定審査委員会の答申を受け、理事会の承認を経て行うものとする。

附則

この細則は、2026 年 4 月 1 日より施行する。